

円借款・本邦技術活用条件（STEP）にかかる運用ルール¹

1. 対象国

- 円借款の対象国であり、OECDルール上タイド借款が供与可能な国²。

2. 対象案件

- (1) 以下の分野に該当し、かつ我が国事業者の有する技術・資機材がその実現に必要なかつ実質的に活かされる案件。
- 橋梁・トンネル
 - 幹線道路・ダム（我が国の耐震・免震技術、地盤処理技術、急速施工技術が活用されるものに限る）
 - 港湾
 - 空港
 - 都市交通システム
 - 通信・放送・公的情報システム
 - 発電・送配電
 - 石油・ガス輸送貯蔵施設
 - 都市洪水対策事業
 - 環境対策事業（我が国の大気汚染防止技術、水質汚濁防止技術、廃棄物処理・再資源化技術、熱回収・廃熱利用技術が活用されるものに限る）
 - 医療機器
 - 防災システム・防災機器
- (2) なお、上記分野以外の案件についても、我が国の優れた技術が必要かつ実質的に活かされるものと認められる案件については、ケース・バイ・ケースで積極的な検討を行う。

3. 金利・償還期間

- OECDルール上、タイドが可能となる条件。
（円借款供与条件表）
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/about/standard/index.html#a01

4. 融資比率

- 総事業費の100%相当額までが円借款の融資対象。

¹ 本紙中の下線部分については、原則として平成25年4月1日以降に事前通報が行われた案件を対象として適用する。

² 現時点では、LDC、中進国は対象外となる。

5. 主契約者条件

(1) 本体契約

- ▶ 以下に該当する企業は主契約者となることができる³⁴。
- ① 本邦企業。具体的には、以下の全ての要件を満たす企業⁵。
 - 日本で法人登録していること。
 - 日本に財及びサービスの生産・提供のための適切な設備・施設を持っていること。
 - 実際に日本でビジネスを行っていること。
 - ② 本邦企業⁶と借入国企業の共同企業体（JV）。ただし、以下の条件を全て満たす必要がある。
 - 本邦企業がリードパートナーであること。
 - JVに占める本邦企業の share of work⁷が過半を占めること⁸。
 - 本邦企業以外のパートナー企業が以下の条件を全て満たすこと。
 - ・ 借入国または日本で法人登録していること。
 - ・ 借入国または日本に財及びサービスの生産・提供のための適切な設備・施設を持っていること。
 - ・ 実際に借入国または日本でビジネスを行っていること。
 - ③ 海外に存する本邦企業の子会社⁹。ただし、以下の条件を全て満たす必要がある。
 - 有価証券報告書における連結財務諸表の対象となる子会社であること¹⁰。

³ ただし、事前説明会（下記7. 参照）、事前資格審査（P/Q）、入札の各段階において、本邦企業の参加が見込まれなくなった契約パッケージについては、日本政府の了解の下、契約条件を二国間タイト条件（本邦企業に加え、借入国企業も主契約者となることが可能）に変更することがありうる。

⁴ 1次下請け以降は一般アンタイト。

⁵ 本紙の他項目においても、同様の定義を適用（5.（2）のコンサルタント契約における本邦企業の定義を除く）。

⁶ 本項における「本邦企業」には、③の「海外に存する本邦企業の子会社」が含まれるものとする。

⁷ 通常、JV Agreementで定められる契約総額に占める比率。

⁸ 複数の本邦企業が参加するJVの場合は、本邦企業の share of work の合計が過半を占めることが必要。

⁹ 入札資格条件については、従来の主契約者と同様に厳格に審査する。

¹⁰ 金融商品取引法の規定により提出される財務諸表の記載方法を定めた「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（内閣府令）の第8条によれば、ある企業が他の企業に対して以下の要件のいずれかに該当する関係を有している場合、当該企業が親会社、当該親会社による支配を受けている当該他の企業が子会社となることとされている（以下の要件は要旨）。

- ・ 議決権の過半数を自己の計算において保有している場合
- ・ 議決権の40%以上、50%以下を自己の計算において保有し、かつ、下記のいずれかに該当する場合
 - ア 緊密な者等が所有する議決権と合わせて過半数を所有
 - イ OB等が取締役会等の構成員の過半数を占めている
 - ウ 重要な財務等の決定方針を支配する契約等が存在
 - エ 資金調達額の過半について融資（含債務保証）を実施
 - オ その他の意思決定機関の支配が推測される事実がある
- ・ 自己と自己と緊密な関係にある者で合わせて議決権の過半数を所有し、かつ、上記のイ～オのいずれかに該当する場合

- 所在国で法人登録していること。
- 所在国に財及びサービスの生産・提供のための適切な設備・施設を持っていること。
- 実際に所在国でビジネスを行っていること。

(2) コンサルタント契約

- 以下に該当する企業は主契約者となることができる。
 - ① 本邦企業。具体的には、以下の全ての要件を満たす企業。
 - 株式の過半を日本人が保有していること。
 - 常勤役員の過半が日本人であること。
 - 日本で法人登録していること。
 - ② 本邦企業と借入国企業の共同企業体（JV）。ただし、以下の条件を全て満たす必要がある。
 - 本邦企業がリードパートナーであること。
 - JVに占める本邦企業の share of work¹¹が過半を占めること¹²。
 - 本邦企業以外のパートナー企業が以下の条件を全て満たすこと。
 - ・ 株式の過半を借入国民または日本人が保有していること。
 - ・ 常勤役員の過半が借入国民または日本人であること。
 - ・ 借入国または日本で法人登録していること。

6. 原産地ルール

(1) 本邦調達比率

- ① 円借款融資対象となる本体契約総額の30%以上については、日本原産とする。
- ② 日本原産として本邦調達比率に算入可能な対象は、以下のア)またはイ)のどちらを適用するかを案件ごとに定める。
 - ア) 工法等の面で我が国企業の優れた技術の活用が期待される案件¹³：日本を原産とする資機材及び本邦企業が提供する役務を算入可能。
 - イ) 資機材やプラント等の設置が主な目的であり、資機材の面で我が国技術の活用が期待される案件¹⁴：日本を原産とする資機材を算入可能。
- ③ 本体契約のパッケージが複数ある場合には、パッケージごとに本邦調達比率を設定する（案件全体として上記①を満たすように比率を設定する）。
- ④ 入札時に本邦調達比率に算入すべきと考えられる主要な品目が特定でき、かつ、入札における非差別性、経済性等の観点から問題がないと考えられる場合には、当該品目が入札書類の中で本邦調達品として明記されるよう努める。

¹¹ 脚注7と同様。

¹² 脚注8と同様。

¹³ (例) トンネル、港湾、コンクリート橋、幹線道路、ダム、下水道、大都市地下導水トンネル、公的情報システム、水力発電、地熱発電等。

¹⁴ (例) 通信・放送施設、風力・太陽光・火力発電、石油・ガス輸送貯蔵システム、廃棄物処理場、ごみ焼却処理場、鋼橋、都市交通システム、都市河川洪水制御、送配電等。

(2) 本邦調達比率の計算ルール

① 資機材

- 調達される資機材の最終組み立て（機械等の場合）または最終精製・加工（原料・資材等の場合）が日本で行われるか、または以下の要件のいずれかに該当する企業によって行われる場合¹⁵、当該資機材の価格を本邦調達比率に算入可能¹⁶。

ア) 借入国に存する日系製造業者。具体的には、以下の要件を全て満たす企業。

- 本邦企業が10%以上出資していて、かつ第三国からの出資比率が当該本邦企業からの出資比率を上回っていないこと¹⁷¹⁸。
- 借入国で法人登録していること。
- 借入国に財及びサービスの生産・提供のための適切な設備・施設を持っていること¹⁹。
- 実際に借入国でビジネスを行っていること。

イ) 借入国以外の開発途上国に存する日系製造業者。具体的には、以下の要件を全て満たす企業。

- 本邦企業が1/3以上出資していて、かつ日本及び所在国以外の国及び地域からの出資比率が当該本邦企業からの出資比率を上回っていないこと²⁰²¹。
- DACリストに掲載されている国及び地域に存すること。
- 所在国で法人登録していること。
- 所在国に財及びサービスの生産・提供のための適切な設備・施設を持っていること²²。
- 実際に所在国でビジネスを行っていること。

ウ) 先進国に存する本邦企業の子会社。具体的には、以下の要件を全て満た

¹⁵ ここでいう最終組み立て、最終精製・加工とは、一定の付加価値を伴う工程を指す。

¹⁶ 建設資機材の借料、購入費用についても、当該建設資機材が本邦企業または本項目のア)、イ)、ウ)に該当する企業から調達される場合には、本邦調達比率への算入が可能。また、システムの設計／開発・製造の契約においては、ハードウェアのみならず、ハードウェアに付属するソフトウェアの設計／開発・製造及びシステム化に際して本邦企業または本項目のア)、イ)、ウ)に該当する企業が提供する経費も本邦調達比率への算入が可能。

¹⁷ 本邦企業1社単独で10%以上の出資が必要。複数の本邦企業が出資を行っている場合には、第三国からの出資比率が最大出資比率の本邦企業の出資比率を上回っていないことが必要。

¹⁸ 本邦企業からの出資比率の計算においては、本邦企業からの直接の出資のみならず、海外に存する本邦企業の子会社（定義は5.（1）③と同様）からの出資も本邦企業からの出資として計算可能。

¹⁹ 当該設備・施設を自社資産として保有せず、他社からリースを受けているケースも含む。

²⁰ 本邦企業1社単独で1/3以上の出資が必要。複数の本邦企業が出資を行っている場合には、日本及び所在国以外の国及び地域からの出資比率が最大出資比率の本邦企業の出資比率を上回っていないことが必要。

²¹ 脚注18と同様。

²² 脚注19と同様。

す企業。

- 有価証券報告書における連結財務諸表の対象となる子会社であること。
- 所在国で法人登録していること。
- 所在国に財及びサービスの生産・提供のための適切な設備・施設を持っていること²³。
- 実際に所在国でビジネスを行っていること。

② 役務

- 本邦企業及び海外に存する本邦企業の子会社²⁴が提供する役務のうち、以下の項目に該当する費用を本邦調達比率に算入可能。
 - 直接工事費（技能工派遣費、設計費、外注工事費（最終的に本邦企業が受注するものに限る）等）
 - 間接工事費（現場管理費（技術者に対する給与、旅費、渡航費、交通費、本邦企業に支払う保険・保証料等）、共通仮設費（運搬費、準備費、安全費、技術管理費等）
 - 一般管理費²⁵

7. その他：案件形成段階での本邦企業からの意見聴取の実施

- より適切な案件形成及び迅速な案件実施、並びに本邦企業の参加を促進するため、JICA が協力準備調査を実施する STEP 適用候補案件については、本邦企業からの意見聴取を以下の通り実施する。
 - （1） 協力準備調査の実施前：協力準備調査の調査内容について、書面ベースで本邦企業の意見を聴取し、調査内容への反映を検討する。
 - （2） 協力準備調査の実施中：従来審査前に実施している事前説明会を、協力準備調査の実施中に開催し、詳細設計で調査すべき内容、工法、契約形態、施工計画、パッケージ分け（二国間タイド条件適用契約パッケージの有無を含む）等について本邦企業の意見を聴取の上、案件形成の参考にする。
- JICA が協力準備調査を実施しない場合には上記は適用されず、従来通り審査前のタイミングで事前説明会を開催する。

以上

²³ 脚注 19 と同様。

²⁴ 定義は 5.（1）③ と同様。

²⁵ 国土交通省の定める「土木請負工事工事費積算要領」に定める工事原価が 30 億円を超えるものに適用される一般管理費に基づく料率を適用（2017 年 2 月時点では、7.41%であるが、適宜最新の料率を確認されたい）。